

近世地下官人の組織と「地下官人之棟梁」

西村 慎太郎

はじめに

本稿では近世朝廷にあつて朝廷儀式を實際に担つた地下官人の組織を検証し、「地下官人之棟梁」と称された人々の存在形態を分析する。

近世地下官人については、八〇年台後半以降、近世朝幕関係研究・近世朝廷研究が進展したことによつて急激な蓄積が進んでいる¹⁾。一方で、近年の研究の進展や史料発掘と共に、新たな課題が生まれた。

第一に、地下官人を統轄した存在（「地下官人之棟梁」と称された人々）の分析。「地下官人之棟梁」は「催官人」「三催」とも称され、押小路家（「局務」）・壬生家（「官務」）・平田家（「出納」）の三家であり、それぞれ外記方・官方・藏人方という地下官人集団を統轄した²⁾。このうち、出納平田家については中村一郎氏が検討しており³⁾、研究の前提となるが、管轄下にある地下官人との関係性の分析など、課題が残っている。

第二に、地下官人相互の関係性。梅田康夫の論文は近世地下官人の存在を詳細かつ概括的に分析した論文で、

地下官人研究の端緒を切り開いたものであるが、その中であつても各地地下官人集団の横のつながりに関しては分析がなされていない。これは梅田氏分析当時、地下官人に関する史料の発掘が十分になされていないため、当時の研究状況からすれば、やむを得ないことである。冒頭でも述べたように、現在、この分野の研究や史料発掘が進み、相互関係を分析することができるようになったと言えよう。なお、「地下官人之棟梁」によつて統轄された地下官人のことを並官人(なみかんじん)・下官人(げかんじん)と言つ。並官人は公家身分で四位・五位まで昇進し、知行地を有する家もあつた。下官人は百姓・町人身分で地下官人に任じられる者のことである。

第三に、下行・知行地について。地下官人はわずかな知行地しか与えられず、経営の中心は朝廷儀式に出仕して与えられる下行であると梅田氏は指摘している。しかし、下行の中身に触れず、その額の大きさのみを判断しており、やはり再考が必要であろう。下行と知行地については、別に述べようと思つので(付記参照)、本論では第一と第二の課題、すなわち「地下官人之棟梁」と地下官人相互の関係性に取り組んでみたい。

また、以前拙稿において、近世地下官人組織の成立について論じ、次のようにまとめた⁴。

家康が政権を獲得して、徐々に朝廷儀式を再興していくと、押小路家・壬生家(中世以来、この二家を両局と言つ)は慶長年間から元和年間にかけて壊滅的であつた地下官人組織を立て直すべく、地下官人の取立てを行なつ。

取り立てられた地下官人は両局との間に強固な主従関係があつた。また中世以来、多くの諸寮司・役職を独占して勤めていた上召使宗岡家は朝廷儀式の再興・拡大によつて、一家で行なうことが困難となり、十七世紀初頭前後より、一族や押小路家家臣に役割を分譲した。詳細は不明だが、この頃には押小路家

と宗岡家は密接な関係があった。

慶長年間、両局と出納平田家に対して、「禁中諸政諸司等作法事」を担うよう幕府・朝廷運営側から命じられた。これは中世以来の両局の独自の体制を停止し、勢力を殺ぐため、出納平田家を「並肩」させようとした幕府・朝廷運営側の政策である。

平田家の伸張に対して官務壬生孝亮は旧儀を主張して対抗するが、出納平田職忠は新儀を主張。この対立は壬生孝亮の売官事件発覚 京都追放によって幕が下りた。但し、未だ不安定であった平田家の立場は、朝廷儀式参仕・有職研究を繰り返すことによって確固たるものとなり、やがて中世的な両局体制から三催「並肩」の体制へと移行して行った。

このように近世初頭の外記方・官方地下官人集団は両局との間に強固な主従関係があったが、一方で、出納平田家の伸張が顕著であることを明らかにした。本稿では、さきに述べた二つの課題とあわせて、「地下官人之棟梁」と個々の地下官人との強固な主従関係が如何なる展開を見せたかについての見通しも述べてみたい。

一、近世「地下官人之棟梁」の存在形態について

本章では、「地下官人之棟梁」(＝三催「並肩」)の、朝廷における役割を検証して、彼らの存在形態を分析する。

はじめに、「地下官人之棟梁」という語句について述べておきたい。「地下官人之棟梁」は公家鑑類（註）に記載されている語である。例えば『正徳公家鑑』には「両局ト云ハ外記局、当時ノ官務左右ノ大史ヲ兼任ジ、左

右ノ弁官局ヲアツカル故、官務ト号シ、両局ト云、地下官人ノ棟梁也」とあるように、まず両局の簡単な説明をし、最後に「地下官人ノ棟梁」の語で結んでいる。但し、『雲上天全便覧』(慶応四年)のみ両局の説明の後に「又蔵人方出納此三家合三催云」の一文が入っている。では、公家鑑以外の随筆や回想録にはどのような記述が見えるか。延享二年(一七四五)成立の伊達隠士『光台一覽』では両局のことを「地下被官の惣頭」で「外之百官百司此両局の催し下」と評している。⁹元禄非違使で、近代の有職家勢多章甫による『思ひ俣の記』には「地下官人の上首に位して、堂上などと縁組し、堂上のまねをなせり、古人両局を評して、犬公家といへり」と見える。下橋敬長『幕末の宮廷』には蔵人方を統轄した平田家も含めて「支配頭」「取締」と評価している。すなわち、下橋の『幕末の宮廷』を除いて、両局と称された押小路家・壬生家を「地下官人之棟梁」と規定し、出納平田家は含まれていないことが分かる。これは両局体制から三催体制に変化しても、なお両局からは一歩劣る存在であったためであろう¹⁰。死の直前、両局は三位に昇進している事例が見られるのに対して、平田家は四位止まりであったし、寛延三年(一七五〇)の官位御定でも差が認められる¹¹。また宝永の大火時、両局の「御手当金」は「諸家方一統之列」と同じように七〇兩を拝領しているが、天明の大火時は「新家御取立之地下一統」と同じ額であったため、「旧家之規模茂無御座、後列格式二茂相拘、甚以歎々敷奉存候」と武家伝奏へ訴えている¹²。このように組織面では三催体制を構築できたが、格式面では両局の方が上位であり、周囲にもそのように映ったため、同時代の書物では「地下官人之棟梁」≠両局と認識されたのである¹³。

次に、近世の「地下官人之棟梁」に関する研究蓄積を示す。「地下官人之棟梁」の役割を提示したものとして、既述の中村一郎氏による論稿がある¹⁴。これは平田家の史料群と役割を分析したもので、蔵人方地下官人との関わり方についても触れており、次のように大別している。

・儀式に際して蔵人方諸家に下知し、奉仕させる

・蔵人方諸家の願書・諸届・官位昇進の取り締まり

このことから、朝廷運営の中心と蔵人方地下官人との間に平田家が介在していて、様々な上意下達を行っていたことが分かる。中村氏の論稿は七〇年代にあつて、非常に意味深い指摘をしているが、近年の研究蓄積や史料発掘が進み、改めて検証する必要があると思われる。特に管轄下の地下官人との関係については内包する矛盾なども含めて、その様相をより具体的に検証する必要がある。そこで本章では、外記方僅官人押小路家を事例に「地下官人之棟梁」としての活動を検討する。古代中世段階の押小路家については既述の如く多くの研究蓄積があり、拙稿でも既にまとめている¹³⁾のでここでは特に記さない。なお、本章の分析に当たっては安永六年(一七七七)の押小路師資による『師資記』を利用する¹⁴⁾。何故安永六年を事例とするかという点だが、大きく三つの理由がある。第一に、朝廷運営上の大きな事件が皆無であること。同様に近世初頭・幕末などの時期も除く。第二に、大外記としてある程度のキャリアを積んだ人物であること。第三に、豊富な記事が見られる日記であること。その結果、一事例として、安永六年に絞って検討することとした。

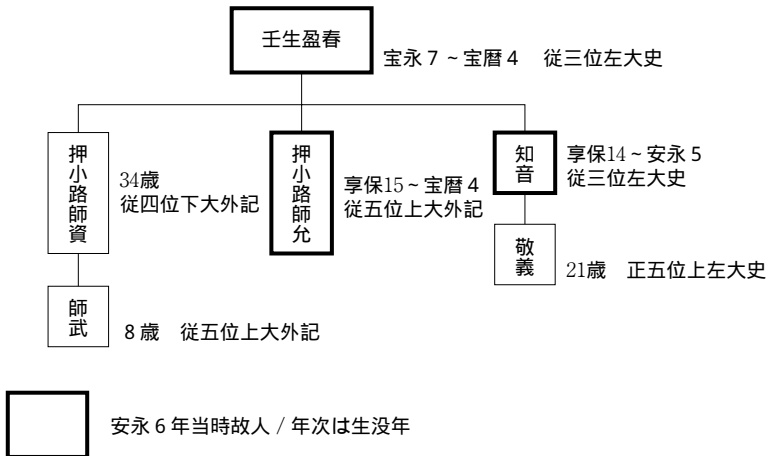
最初に、安永六年当時の朝廷運営の状況を概観する。関白は宝暦七年(一七五七)以来、摂政関白を務めている近衛内前(五〇歳)。武家伝奏は油小路隆前(四八歳)・久我信通(三四歳)であった。この前年末、寛延三年(一七五〇)以来武家伝奏を務めていた広橋兼胤の後を受けて久我が伝奏に就任している。また、当時、議奏の最古参は櫛笥隆望であり、広橋・櫛笥といった近衛家家礼と共に内前による朝廷運営が進んでいた。当時の公家社会は経済的に困窮している家が多く、宝暦事件や口向役人の不正などの不安定な時期であったが、内前の朝廷運営は安定的であったと評価できよう。

次に安永六年当時の押小路家について述べる(系図参照)。当主師資は従四位下大外記・造酒正・掃部頭で、三四歳。官務壬生盈春の三男で、大外記押小路師充が宝暦四年(一七五四)に二五歳の若さで死去するとその直後に元服し、大外記に任じられた。師資の息子師武は従五位上大外記・治部権少輔で、八歳。なお、官務壬生家の当主敬義は正五位下(この年の正月二十九日に正五位上に進み、主殿頭兼任)左大史・大蔵少輔で、二二歳。師資にとつて甥に当たる。当時の押小路家は養子相続が続いており、官務壬生盈春の息子や弟が大外記を担っていた。このことの意味は今後十分に検討しなくてはいけないが、ここでは指摘に留めておく。

次に安永六年の大外記押小路師資の活動を通じて、「地下官人之棟梁」の役割を具体的に検証してみたい。以下、からに分ける。

諸公事(朝廷儀式)の伝達・管轄。具体的な事例として鴨御祖社仮殿立柱・上棟・遷宮等日時定を挙げる。鴨御祖社「下賀茂社の式年遷宮は『続日本紀』延暦三年(七八四)一月二十八日条に既に見え、途中中絶等がありつつも、近世

押小路師資関係系図(安永6年)



においては寛永六年(一六二九)・延宝七年(一六七九)・正徳二年(一七一二)・寛保元年(一七四一)・安永六年(一七七七)・享和元年(一八〇一)・天保六年(一八三五)・文久三年(一八六三)の計八回が行われている¹⁵。安永六年度の正遷宮日時定関連の記事は三月八日条から見える。

(安永六年三月八日条)

一、今日葉室左少弁頼熙(行事奉行・筆者註。以下同)以一通被下知、鴨御祖社仮殿立柱上棟遷宮等日時定来十三日辰半刻也、

(同月一〇日条)

一、官務示合、命使部令触之状、記于左、(割注)官務雖重服、依先例被催沙汰、尤去月十四日奉行頼熙依尋両局服中催沙汰仕候先例等指出又之処、於此度八官務へ被下知之由、官務被告知、珍重々々、

来十三日鴨御祖社仮殿立柱上棟遷宮等日時定、辰半刻必無遅々可有参集候也、

(同月一二日条)

今日葉室左少弁頼熙許江以使明日鴨日時定請文・交名令注進、

八日に行事奉行である葉室頼熙より一三日に日時定陣儀が催されるとの連絡が入り、翌日官務壬生敬義と談合している。そして、使部に命じて、管轄下地下官人に「鴨御祖社仮殿立柱上棟遷宮等日時定」の日程を伝えている。この取り扱いが官務が行うところであったが、敬義の父知音(師資の兄)が昨年一月一日に死亡しているため、いまだ重服中であつた。しかし、最終的には敬義に下知され、師資は「珍重々々」と述べている。一二日に至つて、参加する管轄下地下官人の交名(名簿)と請文を葉室頼熙へ提出している。以上のことから、諸公事の日時や内容を管轄下の地下官人に伝達し、参加する者を確定して、奉行に知らせる役割を担つ

ていたことが指摘できよう。

伝奏触の伝達。幕府・朝廷から発せられる触はどのような経路にて堂上公家や地下官人へ伝えられるか。「公家社会」内部における触廻の形態については大屋敷佳子氏が論じられているように、「御触書」と「雑掌触」が存在する¹⁶。前者は摂家以下、堂上公家へもたらされたもので、武家伝奏自身が差出になっている。後者は両局以下の地下官人へもたらされたもので、武家伝奏雑掌が差出として奉書の形式である。ここでは五月二六日条から見てみる。

(安永六年五月二六日条)

一、今日伝 奏久我家ヨリ尋之者触状言通至来、官務へ令伝之、猶惣触可申附者也、当三月六日主人羽州村山郡平塩村平塩寺宥成を切殺、逃去候下男被加顔人相書、以下略、

(同月二八日条)

一、今日官務示合、尋之者惣触申付畢、使部上首相招、惣触史生・下司等悉く不行届由相聞候、不漏様相触候様申附畢、

まず武家伝奏より「尋之者触状言通」が到来する。これを官務へ伝達して、両局共「惣触」を決定。師資は使部上首(使部のうち最古参の者)を招き、嚴重に「不漏様相触候様」命令する。すなわち、この触は幕府武家伝奏(雑掌) 押小路大外記家へもたらされ、押小路家より使部を介して外記方官人へ伝達されたことが窺える。このように両局へ伝達された伝奏触は「惣触」の場合、管轄官人への触廻が成された。また、この年の伝奏触は全て押小路家から壬生家へ伝達されたが、別の年の場合、壬生家から押小路家へ伝達された時もある。これは伝奏より両局の年長者にもたらされたものと思われる。大屋敷氏が検討した天保一四年(一八四

三)の徳大寺実堅の日記では、壬生官務家への伝達であったが、これは当時壬生輔世の方が正六位上で三三歳であったのに対し、押小路師身は従四位下であったにもかかわらず、二四歳であったためによるものと思われる。

外記方官人の諸公事不参の伝達。次の史料は踏歌節会に際し、外記方官人の不参を告げたものである。

(安永六年正月一六日条)

一、大舍人一人臨期依不参、左之通書附を以奉行(一会奉行甘露寺篤長)相届也、

踏歌節会参仕

外記方大舍人寮藤原晋民(土生晋民)、依所劣臨期不参、替権助藤原義路(近藤義路)

大舍人の役割は、「三節会并諸公事之時、十四門并日華門・月華門開閉之事奉仕之」¹⁷⁾であった。この年踏歌節会は正月一六日であるが、当日大舍人土生晋民は突然の不参の旨を師資に伝えている。幸い代理として大舍人権助近藤義路が参動することになった。このような届は不参者が直接奉行へ差出すのではなく、押小路家を通じてもたらされた。

外記方官人退役・相続の管理。ここでは最初に大舍人を事例として検討する。大舍人寮は近世を通じて四家存在し、その職掌については「述べた通りである。『地下諸役記』には飯田左兵衛藤井常祥・小畠和泉目藤井昌房・蓮池平左衛門高橋定孝・高橋出羽目高橋豊元を挙げており、各々家領一石を有している¹⁸⁾。最初に、近世大舍人の存在形態を検証するため、各家について『地下家伝』を通じて概観してみる¹⁹⁾。

まず飯田左兵衛藤井常祥家。初代康重は弘治元年(一五五五)に死去しており、その項目に、「藤井康則男、自康重以前為大舍人事家記粗雖所見、不分明之間、仍不載之」と見え、戦国期までは少なくとも遡る家柄であ

ることが分かる。しかしその血縁による相続は常祥の男重好までで、重好が老衰のため宝暦六年(一七五六)に大舍人助を辞退すると、山下伴政が相続。その後も養子相続が相続き、名称も山下 斎藤 永井と改め、明治を迎えている。

小畠和泉目藤井昌房家はその初代を飯田康重男生久とし、飯田家の分家であることが分かる。この家も養子相続が多く、『地下家伝』掲載の一五名の内(生久除く)、五名が養子乃至父子関係が認められない人物である。またその他初位が高齢の事例等もあり、実際に養子相続した者はさらに多いと思われる。苗字も小畠 麻田 近藤と改めている。麻田改称号は養子となった安之が実家のものを採用したためで、近藤改称号の場合、藤井姓を藤原姓にしている。

蓮池平左衛門高橋定孝家は寛永六年(一六二九)に大舍人に補された高橋長頼を初代としている。その当時は牧と名乗っていたようだが、蓮池 戸塚 荒木 土生 森 姉小路と改め、明治に至っている。養子として書かれた者は少ない。元々高橋姓であったが藤原姓 源姓となっている。

高橋出羽目高橋豊元家は寛永七年(一六二八)に大舍人に補された橋正善を初代とし、北川正善と名乗った。この家も養子相続と思われる者が多く、養子乃至父子関係不詳の者は一五名中八名に昇る。改称号も頻繁で、北川 隼人 佐藤 高橋 神田 山岡 倉光 岩垣と変化し、姓も橘 高橋 平 三善 源とある。具体的にどのような人物が養子に入っているかと言えば、享保五年(一七二〇)に三五歳で従六位下相模目となった神田祐世は河内国神田郷土神田祐清の男、天保一五年(一八四四)に三八歳で従六位上日向介となった岩垣菊苗は「越州藩」服部左衛門の男であった。

このように大舍人寮は養子相続・改称号・改姓が多かった。これは一般的に考えられる養子相続や改名では

なく、権利の移動、すなわち「地下官人株」の存在を示しているものと思われる²⁰。大舎人の場合、「附属」と記されているが、これは「株」取得による相続の形態のことであろう。では、このような存在形態の大舎人相続に対して、押小路家はどのような役割を果たしたか。次の史料は土生晋民退役一件前後のものである。

(安永六年正月二〇日条)

一、今日大舎人寮土生若狭介晋民大病相煩、役儀難相務二附、親族之内森巨理与申者江附属之願指出入、予一覽之後、先預置、晋民附属受候而、未間無之、又外江令附属候儀、余り恐多、猶可吟味者也、土生晋民より自分の退役と「親族之内森巨理」への「附属」願書が提出されたが、師資は即座に承知することなく、留保している。その理由として、晋民は大舎人「附属」を受けてから間もなく、また他家へ「附属」させることは恐れ多いためと述べている。

さて翌二一日、師資は「大舎人寮仲ヶ間一統」を招いた。

(同月二二日条)

一、今日大舎人寮仲ヶ間一統相招、予令面謁申渡、昨日指出候土生若狭介晋民大病相煩、役儀難相勤、森巨理与申者江附属之願令一見候、於此願八未晋民受附属候而間茂無之、漸二三年已前之儀二有之候、夫二又外へ致附属候儀、余り軽々敷、不恐上様令存知候、此俣難許達、先一応八指留之旨申渡、尤於仲ヶ間茂得与吟味之上、相願候儀与存候、若御処茂有之候而八、一統之無念二可相成之間、可致勘弁旨申附畢、森巨理儀、姉小路家々来之由、此間内々使来、願書指出候八者、宜取斗之儀被相頼也、雖然、容易難許達、仍九條家江内々及言上之処、尤二思召之旨、一応指留可然旨也、

師資の出した結論は否であった。前日の通り、「附属」してから二、三年で他へ「附属」させるといふのは

認められないという論理である。しかしこの一件は師資 大舎人寮「仲ヶ間」だけで話しが終わらず、森巨理の主人である堂上公家姉小路家からも内々に圧力が掛かっていた。当時の姉小路家当主は安永三年まで武家伝奏を勤めた前権大納言公文で、朝廷運営に大きな発言力を持っていたものと思われる²¹。師資は姉小路からの依頼であっても容易には認められないと考え、九条左大臣へ相談している。九条は尤もであると述べ、差止めがよいと述べている。師資が九条に相談した理由は九条家 押小路家の家礼関係²²と、九条家 姉小路家の家礼関係²³を考慮してのものと思われる。

数日後、土生と大舎人寮「仲ヶ間」が再度願書を提出した。次の史料はその後の展開に関するものである。

(同月二五日条)

一、大舎人寮土生若狭介晋民大病相煩、役儀難相務二附、附属之願一応指留候得共、達而相願候二附、今日亦持参、令落手、右之趣ヲ以伝奏油小路家へ指出ス、九條家へ茂密々及言上候儀故、願書入御覽、其上指出畢、(中略)

(同月二六日条)

一、今夜油小路大納言依招参之处、昨日指出候大舎人土生若狭介晋民依病氣親族之内森巨理与申者へ附属之願、々之通被仰附之旨被仰渡畏歸家、大舎人近藤権助義路相招申渡、然上者若狭介官位辞退早々可申上旨申附畢、及深更森巨理為礼入来也、

この結果、森巨理の相続は認められることとなった。以上、この一件から次の三点を指摘したい。第一に、師資は新大舎人森巨理が如何なる人物かを把握することなく、大舎人補任を認め、その後官位叙任を行っている

る。すなわち、押小路家は外記方官人の把握をすることなしに、退役・相統を認めていることが分かる。第二に、相統が認められた時、近藤大舍人權助へ伝達している。では、何故近藤に伝達されているか。安永六年当時の大舍人寮は斎藤政信(従六位下日向介。四六歳)・近藤義路(従六位上大舍人權助。三〇歳)・土生晋民(従六位下若狭介。五五歳)・岩垣彦明(従六位下長門介。三七歳)であり、最も古くから大舍人を勤めているのは近藤で、宝暦一〇年(一七六〇)以来勤めていた。つまり、最古参である近藤が大舍人寮「仲ヶ間」の長であると思われる。ここから、押小路家 大舍人寮「仲ヶ間」の長(近藤義路) 大舍人寮「仲ヶ間」という重層的な構造が読み取れる。第三に、姉小路公文の発言力を背景に土生晋民がこの一件を優位に進めようとしており、押小路家の統轄力には限界があった。これに対して、師資は九条家へ相談し、この圧力に抗しようとしている。

次に、外記方官人のうち、下官人(多くは百姓・町人身分で、位階も七位程度の者)の相統を検討してみる。事例として兵庫寮を挙げる。兵庫寮は河越家が世襲で勤めており、下官人として史生三家・鼓師・鉦師がいる。その職掌は『地下諸役記』によると、「御即位并大嘗会之時参役、使王代役九月伊勢例幣并御即位・大嘗会奉幣・遷宮等之時、神祇官并伊勢江参向」である。²⁴ ここでは「兵庫寮下司鉦師」相統に関して提示する。

(安永六年三月四日条)

一、兵庫寮(河越賢兼) 入来、左之通届書指出ス、即刻以使日野頭左大弁資矩朝臣・勤修寺頭右大弁経逸朝臣等へ相届畢、注切紙、記于左、

兵庫寮下司鉦師山本主水藤原守礼

倅山本左門藤原守義

右主水儀、依願退役申附、倅左門江今日役儀申付候、依而申入候、已上、

三月四日

兵庫寮河越兵庫頭

押小路大外記殿

口状覚

兵庫寮下司鉦師山本主水藤原守礼

倅山本左門藤原守義

右主水儀、退役仕、倅左門江今日役儀申附候、仍御届申候、已上、

三月四日

大外記

鉦師は即位の時に鉦(カネ)を叩く役のことで、「平生置いてある官でなく、また家が定まっておるといってもありません。御用の場合に町人なり百姓なりを雇って来るので、無位無官です」⁽²⁾とされているが、この年前後に即位礼はなく、おそらく役はなかったものの、「平生置いてある官」であったと思われる。

さて注目すべき点は兵庫寮下司職の相続に関して、師資が全く関与していないということである。兵庫頭河越賢兼から提出されたものは願書でなく、届書であり、師資が職事へ提出したのも「口状覚」であった。このことから外記方官人の下官人任免はそれを統轄する地下官人(ここでは兵庫寮河越家)が担い、押小路家へは届書の提出のみであったことが分かる。

外記方官人昇進の管理。再び大舎人寮を事例とする。二月二日に日向介齋藤政信が加級小折紙を提出してきた。

(安永六年二月二日条)

一、今日大舎人藤井政信加級小折紙持参、記于左、

(中略)

(同月二日条)

一、右大舎人藤井政信加級小折紙九條家へ入御覽、無思召、議奏 伝奏代 榊笥大納言(隆望)へ入内見置畢、

(同月三日条)

一、今日伝 奏代榊笥大納言許二参、昨日入内見置候小折紙一通無所存、夫より日野頭左大弁資矩朝臣へ令附之畢、

(同月二四条)

一、今日日野頭弁資矩朝臣江参、依招也、大舎人寮齋藤日向介藤井政信申従六位上 勅許之由被命畏入歸家、政信相招申渡畢、

大舎人齋藤政信の従六位上加級小折紙の提出に際し、師資は吟味することなく、九条家へ提出を行っている。そして九条家が「無思召」とのことであつたので、師資は伝奏代榊笥隆望(武家伝奏が関東に赴いているため)へ提出、さらには職事への提出を行っている。と同様に、官位叙任に関することでも押小路家は吟味せずに、朝廷運営の中心へと小折紙を差し出している。

外記方官人親族死去による朝廷への届け出。

(安永六年五月一六日条)

一、山口権少外記庸昌入来、父秀昌仮服之届書ニ通持参、庸昌儀秀昌故障中村田式部丞(右少史村田春敷)方二同居之旨也、即日以使月番伝 奏油小路家・両頭日野頭弁勤修寺頭弁等へ相届畢、願書、記于左、

口状

継母儀、昨夜死去仕候二附、

暇 十日

服 三十日

右之通着服仕候、尤混穢候、仍御届申上候、已上、

五月十六日

少外記秀昌

大外記殿

少外記山口秀昌の継母の死亡届を息子権少外記庸昌が持参して来た。即日師資は伝奏と職事へ届書を提出している。忌服届の処理も当事者 押小路家 伝奏・職事というルートがあることが読み取れよう。

以上、押小路家を事例に、「地下官人之棟梁」の役割を 〳 として提示した。これらの検討から、次の三点が指摘できよう。

第一に押小路家は、朝廷運営の中心である武家伝奏・職事・行事奉行と外記方官人との間に介在し、円滑な

上意下達を行なう存在であった。諸公事の伝達は勿論、幕府の触にもこのシステムが利用され、外記方官人の届書・願書も必ず介在している。

第二に、外記方官人の届書・願書に際して、九条家の存在が確認できる。これはでも指摘したように、九条家 押小路家との家礼関係があったためと思われるが、通常の堂上公家 地下官人の家礼関係と異なり、外記方官人全般との繋がりが見受けられる。なお、官務王生家の場合、二条家との家礼関係があるものと思われる²⁶、官方官人全般との繋がりが想起される。

第三に、押小路家の吟味を経ることなく、外記方官人の相続などが進められていた。大舎人の場合、その人物に関して問われることは一切なく、「附属」から時を経ていない点が論点となっている。また、十九世紀後半は地下官人が企図して、多くの百姓・町人身分による最末端の地下官人(下官人)が設置されることとなるが、その際も朝廷運営の中心に対して願書を提出するのみの役割であった²⁷。安永期の押小路家は管轄下にある外記方官人を掌握しきれず、その関係は形式化していたものと思われる。拙稿で述べたように、近世初期の「地下官人之棟梁」が管轄下官人に対して、強力な主従関係を有していた近世初頭と大きな相違があると言える。

二、地下官人相互の関係性 「仲ヶ間」「一統」について

前章のうち、押小路家の活動の として、大舎人を事例とした相続の有り様を検討したが、そこでは「大舎人寮仲ヶ間一統」が大きな役割を果たした。本章では、この「仲ヶ間」「一統」の焦点を合わせて、並官人相

互の関係性について述べる。

前章との関わりから、本来なら外記方官人を事例に挙げるべきだが、現在のところ前記の課題を解き明かす史料が確認されていない。そこで本章では蔵人所衆と内膳司の「仲ヶ間」「一統」を検証することによって課題に取り組んでみたい。蔵人所衆は蔵人方地下官人であり、今回用いるのは国文学研究資料館史料館蔵の袖岡文景『家記』である²⁸。この史料は全六冊で、内容は地下官人としての業務日誌・仕えていた勤修寺家に関する記事など多岐にわたり、当時の朝廷社会を分析する上で貴重な史料である。一方、内膳司を世襲した濱島家の史料群は学習院大学史料館に収蔵されている²⁹が、濱島家を事例とする利点は次の二点である。第一に、同家は四〇冊を越える詳細な日誌を残している。これほどの点数は極めて珍しく、詳細な分析が可能である。第二に、内膳司の「仲ヶ間」「一統」は三催に統轄されない地下官人で、武家伝奏・蔵人頭による直接的な支配であった。これまでの検証が三催の管轄下に偏っていたが、統轄されない地下官人も多く³⁰、内膳司を分析することによって、地下官人組織全般に論点を広げられる。

最初に、「仲ヶ間」「一統」という呼称とその構成員について検証する。内膳司の場合、「組合」「一列」「仲間」「連名」「一統」と呼ばれており、内膳司・御厨子所預・御厨子所小預・御厨子所番衆が構成員であった。一方、蔵人所衆の場合、「仲ヶ間」と呼ばれ、蔵人所衆の家々が構成員であった。蔵人所衆は明和七年(一七七〇)に再興された。柳原紀光『紀光卿記』明和七年一月一日条に「又被補蔵人所衆二人 日向守平信易・無位橘芳景、今度再興、後考之心永已後久中絶哉、心永十二年成恩寺殿記八講時、有交名、其後不見哉、」³¹とある。「ここにある『成恩寺殿記』『荒曆』は関白一条経嗣の日記であり、その心永十二年(一四〇五)の八講交名に所衆が見える³²。紀光はこれ以降見えなとしているが、文正度大嘗祭に参勤しており³³、少な

くとも十五世紀後半までその存在が確認できる。その後廃絶するが、明和七年再興以降暫時増加し、七家にまで膨れ上がった。

次に、「仲ヶ間」「一統」の長について見てみる。前章の大舎人の場合、年若であつても最古参の者が長として存在していた。内膳司の場合は、内膳司濱島家と御厨子所預高橋家のうち、年長者が勤めていた。小預・番衆は一切勤めていない。「仲ヶ間」「一統」の長の役割については行論の中で述べていきたい。蔵人所衆の場合、月番制であつた。いつ頃から月番制が成立したについては不明であるが、天保一四年(一八四三)の場合、一月二四日条に、「月番割」が記され、「近日出納江可差出」とある。天保一五年の「月番割」は正月濱路家・二月土橋家・三月藪家・四月村井家・五月岡田家・六月結城家・七月袖岡家で、八月には再び濱路が勤めている。

次に、「仲ヶ間」「一統」の具体的な活動・役割を五点に分けて検証してみたい。

伝奏触の回覧。前章で見たように、武家伝奏から押小路家にもたらされた伝奏触は使部を介して「惣触」された。では、その後どのように伝えられたか。最初に内膳司 御厨子所の事例を見る。

(文政五年二月二四日条)

伝奏広橋殿より廻文至来、写畢而高橋亭江順達、

口状

御台様御加階 御簾中様御叙位為祝儀先格被参候八八、此度も来ル廿一日・廿二日両日之内巳之剋より未剋迄二内藤紀伊守殿江被参可被申置候、此段可申入旨両伝被申付如此候、以上、

十二月十四日

濱島右京権亮殿(内膳司)

高橋若狭守殿(御厨子所預)

大隅備中守殿(御厨子所小預)

大隅少監物殿(御厨子所番衆)

この史料に見えるように、武家伝奏からの「廻文」が濱島家にもたらされ、書写した後、御厨子所預高橋家へ伝達されている。宛所から想像するに濱島家 高橋家 小預大隅家 番衆大隅家の順で伝達されたものと思われる。次に蔵人所衆の事例を見てみたい。

(天保一四年一月五日条)

一、岡田出雲介(蔵人所衆岡田恭純) 入来、廻文持参、

口状

火用心之儀、常々可被申付候得共、此節御神事二茂相成候間可被申付候、仍而此段申入候、以上、

十月

出納

山科安芸守殿(御蔵小舎人山科正之)

岡田伊勢守殿

追而御同役中江茂御伝達可被成候、尤早々御廻覧御返却可被成候也、

右到来二付為御心得申入候、仍早々如此御坐候也、

十一月五日

恭純

結城已下連名

尚々早々御廻覽御留より御返却可被成候、以上、

(中略)

右被触候旨予(蔵人所衆袖岡景文)・重威(蔵人所衆土橋重威)・清直(蔵人所衆數清直)宛以廻文申来、
兩通共土橋へ順達畢、

「火用心之儀」に関する「廻文」が岡田出雲介から袖岡家に到来した。この「廻文」は出納から御蔵小舎人「仲ヶ間」のトップである山科安芸守と蔵人所衆「仲ヶ間」のトップである岡田伊勢守に伝達された。岡田はそれを袖岡家に持参し、袖岡から土橋 藪へともたらされている。すなわち、出納は管轄下にある「仲ヶ間」の長に「廻文」を託して、そこから回覧している様子が窺えよう。

触の伝達と同様に宗門改の取り集めについても、「仲ヶ間」「一統」が用いられた。ここでは蔵人所衆の事例のみ挙げる。

(天保一〇年九月一五日条)

一、所衆仲ヶ間宗門改一札、当九月商量、兼而同僚所相定也、(中略)

口演

秋冷之節、弥御安全珍重奉存候、然者宗門改一通、例年之通差出可申付相認候、相違之儀も無御坐候八、御調印可下候、当月中差出可申候間、早々御廻覽、留御方より御返可被下候、以上、

九月十五日

文景(蔵人所衆袖岡文景)

結城丹波守殿 岡田出羽守殿

濱路右京進殿 土橋淡路守殿

藪兵部丞殿 村井参河守殿

(同年九月二二日条)

一、入夜村井政敬母入来、過日仲ヶ間為調印差出所之宗旨改一札、各廻覽、調印相揃、村井方廻り留付持
参也、当年各軒心人数注進、人数相改畢、如左、

(中略)

右之通家内宗門并知行所吟味仕候処、御法度之切死丹邪蘇宗門・悲田宗等無御坐候、為其如此御坐候、
以上、

天保十己亥年九月

(差出蔵人所衆七家略)

出納殿

天保一〇年九月の蔵人所衆「仲ヶ間」の長は袖岡であつたようだが、袖岡から「仲ヶ間」へ廻覽され、最後に村井から袖岡へ渡された。袖岡はそれを出納へ提出している。このように「仲ヶ間」の長が取り纏めて、出納へ提出しており、触の伝達・宗門改の取り纏めに「仲ヶ間」「一統」が用いられたことがわかる。

届の処理。「仲ヶ間」から「地下官人之棟梁」や朝廷運営の中心へ提出される届の一例として、親族の死

去に伴う忌服届を検証してみる。近世地下官人の場合、武家伝奏・蔵人頭に忌服届を提出して朝廷儀式に参勤出来ない旨を報告している。その際、服忌に当たる人物が届を差し出すと地穢になってしまつので代理を派遣する。この点について、内膳司を事例として挙げる。

(安永五年四月七日条)

一、大坂住早瀬太郎兵衛方江嫁罷在候娘、昨六日暮六ツ時死去二付、今日巳刻比告来儿、即刻父子共忌服之届以大隅河内守(御厨子所番衆大隅信彦)差出如左、書様別二留書有之、

播磨守(内膳司濱島等清)

娘 忌十日 服三十日

志摩守(内膳司濱島等庭)

妹 忌二十日 服九十日

右之届両伝奏衆・両貫首江差出、尤高橋(御厨子所預高橋家)江相願候处、若狭守(高橋宗直)義老体、采女正(高橋宗之)所劳二而断被申候故以大隅河内守届相済候也、尤混穢不仕趣も相届 留書別二在、

内膳司濱島等清女の死去に際して等清・等庭父子は相應の服喪期間を過ごすこととなった。このことを御厨子所番衆大隅河内守が両伝奏衆・両蔵人頭へ伝達している。もともと高橋家に依頼したが、所劳などのため御厨子所番衆大隅信彦が行なっている。ここから判明するように、触穢忌避のため「仲ヶ間」「一統」が協力して忌服届を提出している。これは内膳司濱島家以外の家の場合も同様に「仲ヶ間」「一統」が行っている。次に蔵人所衆の事例を見てみたい。行論から推測できると思うが、蔵人所衆の忌服届は「仲ヶ間」の長 出納へ

と差し出されている。ここでは忌服届提出時に問題が派生した場合、「仲ヶ間」が談合を行っている事例を提示する。次の史料は弘化四年(一八四七)に岡田家の親類が死去した時の記事である。

(弘化四年正月二八日条)

一、岡田出羽守(藏人所衆岡田栄柄)実家高嶋監物当年廿一歳正月元日死去、踪跡無之、披露延引之由、今日右之通版服届於有之者、相続人治定相整候事与見、出羽守弟某之子血統故、相続可有之哉之趣先般伝聞、併出羽守兄弟不和、彼是異論云々、如何相成候哉不識之、元来出羽守同居故、可有混穢案勸之処、前頭之通届振不審也、伝聞内実日数相立時故、曲而如此云々、伊勢守恭純(藏人所衆岡田恭純)為実子兼而相続故、此度従父兄之忌服勿論之処、父子不和、忌服受間敷勢州理不尽強情申募、此儀二付村井政敬(藏人所衆)ヲ以予(藏人所衆袖岡文景)江咄合之事有之、

元日に所衆岡田栄柄の実家で不幸が起きた。しかし、死後一ヶ月経ても養子である岡田恭純は忌服届を提出しようとしていない。原因は「父子不和」にあり、恭純が「理不尽強情申募」つたためである。『地下家伝』を見ると、栄柄 恭純に親子関係が認められるが、実際、恭純は近江国野洲郡野洲村郷土青木七郎兵衛三男であり、多額の持参銀で岡田家を相続したという経緯がある³⁴。ここでの恭純の論理は、自分と高嶋家は何の関わりもないといったところであろうか。さて、この件について、村井政敬が袖岡と話し合いをしている。おそらく村井は「仲ヶ間」月番、袖岡は所衆の長老的存在であつたと思われる。この事例から、通常は「仲ヶ間」の長が統轄を行っていたものの、不測の事態・緊急事態には長老的人物との談合によって円滑な問題の解決に当たつたものと思われる。

下行米の申請・受取。既述の通り、内膳司・御厨子所預が関わる朝廷儀式、たとえば正月朔日大床子御

膳・朝餉御膳調進では「一統」で下行米が支給された。次の史料は安永四年(一七七五)の正月大床子御膳下行米支給の過程である。

(安永四年二月二七日条)

来春正月朔日大床子并朝餉御膳調進下行米注進状如昨年認之、尤自当年注進之内口引俵三字除之、高橋亭江為持遣之、(中略)

(同月一八日条)

自高橋亭大床子・朝餉御下行米注進状一通長橋御奏者所江被差出候、尤両家連名連印也、

濱島家は正月朔日大床子御膳・朝餉御膳調進の下行米注進状を認め高橋家へ遣わしている。それを受けて高橋は奏者所へ注進状を提出。奏者所とは所謂玄関口のこと、口向役人の奏者番が詰めていた³⁵。奏者所へ提出された下行米注進状は勘使所へもたらされ、下行米準備が整った後に勘使所からの触状が地下官人へ伝達される。それを受けて下行米支給となる。次に、蔵人所衆の事例を見てみたい。ここでは天保一四年(一八四三)新嘗祭下行米に関する記事を掲げよう。この年の新嘗祭は二月三日に催された。蔵人所衆は結城秀伴(二四歳、従五位下筑後守)・岡田恭純(二八歳、従五位下伊勢守)が参勤し、二月三日に下行米が渡されることとなった。

(天保一四年二月二〇日条)

一、出納使書取廻文持参、

新嘗祭・忌火御飯已下并豊明節会下行米来廿三日於二條御蔵所相渡、則配分候、已刻御請取可成候、

尤雨天候八八、順延二相成候事、

(同月三〇日条)

一、於二條藏 新嘗祭・豊明節会御下行米相渡、亀屋治左衛門へ印形相託、所衆・南座分共為受取畢、然
而所衆下行米代銀直様結城方江差出候様、任便儀申付、書状相渡置畢、(後略)

下行米分配の連絡を出納から受けた袖岡は亀屋治左衛門へ印形を渡し、二条御藏へ受領のため向かわせた。受領した下行米の代銀は直接新嘗祭に参動した結城秀伴へ渡され、結城と岡田で分配したものとと思われる。ここで袖岡が関わっている理由は月番のためであろう。このように下行米頂戴に際してはその個人ではなく、「仲ヶ間」の長に連絡が入り、そこにて処理された。なお、ここに登場する亀屋は用達の類と思われる。

非常時の相互扶助。「仲ヶ間」「一統」は朝廷儀式の執行に当たって参集・談合している様子は見受けられない。おそらく毎年のことであるから問題が発生しない限り、集まる必要はなかったであろう。一方、問題が発生した場合円滑な朝廷儀式の執行をするために素早く対応している。例えば、安永八年(一七七九)一月一九日に濱島等庭の妹が危篤となったという連絡がもたらされた。間もなく催される新嘗祭に関する連絡はまだ朝廷からないが、「恒例之儀」であるから万一に備えて御膳の調進を誰かに託したので、「談合」させてもらいたい、と等庭は家礼関係にある櫛笥家を頼ってきた³⁶。早速櫛笥隆望は武家伝奏油小路隆前を通じて、関白九条尚実へこの件を問い合わせた。九条家よりの返答は「尤成事」なので伝奏・貴首に「語合」の願書を提出するようにといったものであった。濱島家はその通り願書を提出し、高橋家との「談合」を行った。その後死去してしまい、服喪期間に入ってしまった濱島家に代わり、「内膳司代」御厨子所預高橋宗之が御膳調進を行うこととなり、朝廷からも新嘗祭日時についての指図があった。前章で見たように、大舍人土生晋民が急遽参動できなくなると、近藤義路が勤めたような事例が内膳司 御厨子所「一統」でも見られたのであった。

願書提出における連署。前章で見たように、大舎人の場合、連署して願書を提出するなど、「仲ヶ間」「一統」が問題解決のため、立ち動いている様相が見える。蔵人所衆でもこの事例を検証してみよう。次の史料は伊勢内宮・外宮の造替木作始日時定参勤に関するものである。

(天保一四年二月二一日条)

一、自村井政敬(蔵人所衆)之許廻文順達到来、

口状

今般 両太神宮御造替木作始日時定参勤と御下行拝領願書差出候様、従出納樽御坐候と結城丹波守江御談申入候上、副紙之通差出申候、仍為御心得申入候、以上、

二月十日

清直(蔵人所衆敷清直)

袖岡玄蕃助殿

濱路右京少進殿

土橋淡路守殿

村井三河守殿

岡田出雲介殿

尚以御廻覧後、留より早々御返却可被下候、

出雲介殿へ申入候、出羽守殿へ御為二御申入レ御坐候様仕度候、以上、

奉願口上

両太神宮御造替木作始日時定參勤被 仰付、難有仕合奉存候、文政六年之度御下行米被下置候様願書差出候所、御残米之内二而碓石五斗宛被下置、難有仕合奉存候、所衆御再興後都而御蔵小舎人同様參勤被 仰付、御下行之儀二付同様頂戴仕候得者、御蔵小舎人同様頂戴之儀奉願上候、誠二無祿之輩二候得者、何卒以 御憐愍を御沙汰願之通被 仰付被成下候様偏奉願上候、此段宜御沙汰奉願候、以上、

卯二月

(差出蔵人所衆七家略)

出納殿

蔵人所衆村井政敬より廻文が届けられた。内容は「両太神宮御造替木作始日時定」の參勤と下行頂戴の願書を提出するよう出納に求められ、同じく所衆の結城と談合して、願書を差し出したとのこと。伊勢内宮・外宮の正遷宮は二年に一度であり、「木作始日時定」は臨時の朝廷儀式であった。前に掲げた願書の後にあるように、「其御用一式御料米自往古相定」ていたため、「御再興之所衆」の下行はなかったが、文政六年度の折に願書を提出して認められたようである。そして、天保一四年度の場合、數清直が願書の提出を忘れていたのであろうか、出納から言われて、慌てて願書を整えている。注目すべきは、數清直が独自に願書を作成したが、蔵人所衆連名で差し出している点である。この願書を受けて、袖岡文景は「木作始陣儀 二月三日被行候儀也、清直依月番參仕哉、不識巨細」と記しており、実際には今回の「木作始日時定」にも、願書作成にも、袖岡は全く関わっていなかったことが判明しよう。

以上、「仲ヶ間」「一統」の役割について、 から にまとめた。これらの検討から、次の二点が指摘できよ

う。第一に、「仲ヶ間」「一統」は朝廷儀式や触の伝達を円滑に進めるための集団であった。この重層的な構造によって地下官人に対する統轄が貫徹されていた。第二に、「仲ヶ間」「一統」は集団として成熟していたと言えよう。不測の事態によって、朝廷儀式に参加できなくなっても、相互扶助をする体制であったし、前章の大舎人のように、願書を提出する際も集団として「地下官人之棟梁」などへ様々な主張をしていた。

論点整理と課題

以上、近世後期を対象として、第一章では「地下官人之棟梁」の存在形態、第二章では地下官人の相互関係を検討した。検証した点についてまとめると次のようになる。

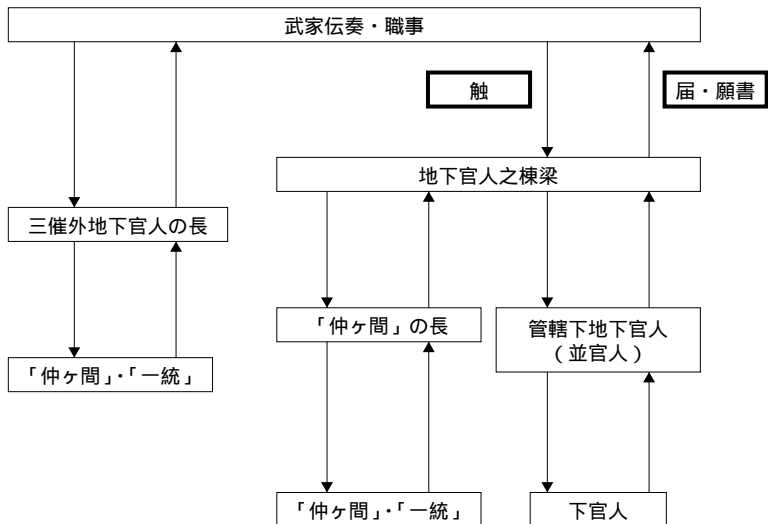
- ・「地下官人之棟梁」の役割は、(一)諸公事に関わる触や伝奏触の伝達と諸公事の参仕者管理、(二)管轄下にいる官人の届書・願書の朝廷運営の中心たる武家伝奏・職事への伝達、(三)管轄下にいる官人の退役・相続・昇進の管理である。これは出納の事例を検討した中村氏の整理とほぼ同様である。
- ・近世後期の「地下官人之棟梁」は吟味することなく、管轄下官人の相続などが進められていた。近世後期、管轄下の官人との関係は形骸化していたものと思われる。
- ・地下官人は「仲ヶ間」「一統」と呼称される集団に属している。彼らは朝廷儀式や触の伝達を円滑に進める一方、連名で願書を差し出すなど、集団として「地下官人之棟梁」や朝廷運営の中心に様々な主張をいった。

この近世地下官人組織をまとめると図のようになる。ここで問題となるのは、近世初頭には「地下官人之棟

梁」と強固な主従関係にあった個々の地下官人がいつ頃、如何なる契機によって集団化を遂げ、自己の主張を進めようとするに至ったのかという冒頭に掲げた課題の最後の点であろう。詳細は今後の課題だが、見通しを二点述べて、本稿のまとめとしたい。

第一に、構造的な側面だが、近世中期以降の朝廷儀式の増加に一因があるものと思われる。高榎利彦氏が明らかにしているように、吉宗政権最末期には後継者家重の「政権担当能力にいちじるしく劣ることをひとつの契機として制度の充実に向か」うと共に「將軍の地位に価値と權威を与えるため」天皇・朝廷との協調関係が続けられ、朝廷儀式が再興されていた³⁷。朝廷儀式の再興は「仲間」「一統」を否が応でも結束させ、さらなる権利獲得や問題を有利に進めるため、一丸となっていく。当然ながら、この集団は排他的である一方、時に内部での対立が発生する場合もあったが、集団として確立していったことに疑いはないであろう。また、その集団は徐々にたいへん複層的な様相

地下官人組織略図



を呈していった。詳細は今後検討していくが、例えば、袖岡家が勤修寺家雑掌を勤めたり³⁸、大舍人森家が姉小路家家臣であったように、堂上公家の家臣である存在が多く確認でき、「地下官人之棟梁」などを頂点した単純な重層的な組織にのみ収斂されてしまうものではない。このような複層的かつ多様な構造が「地下官人之棟梁」との強固な関係を突き崩していった理由のひとつではなからうか。

第二に、「地下官人之棟梁」自身に内包する問題も挙げられよう。「地下官人之棟梁」の資質や年齢などによって、管轄下の地下官人が自立性を帯びる場合がある。ひとつの画期として指摘し得るのが享保八年(一七二三)〜九年であろう。享保八年、押小路家は官職から退き隠居している師庸(正四位下、七四歳)と師岑(正五位下大外記、三四歳)、壬生家は若年の盈春(従五位上左大史、一五歳)がいた。しかし、一〇月以降、師岑は所労のため参勤できず、翌九年正月には「病氣殊外大切」となり、「官務舎弟源丸今年十一才」が相続することとなった³⁹。その直後大きな問題が噴出する。家仁親王の二品昇進の位記・宣旨を執筆する担当は大外記であるが、相続したばかりの源丸はまだ大外記に任じられておらず、当時の大内記清岡致長がどのように処すべきかを内大臣一条兼香に問い合わせている⁴⁰。そして、この問題は関白一条綱平蔵人頭間でも談合され、少外記でも構わないかなどを検討した⁴¹。また、代々大内記を務める五条・高辻・清岡ら菅原一門へ問い合わせが成された。その直後、少外記平田職永が一条家を訪れ、次のように述べている。

(享保九年二月九日条)

平田氏職永来申云、此度位記大外記欠、少外記被書加例不分明之故、自大内記先例被聞合之処、不分明、(中略)尤職永儀過分之事二候へ共、古代中原康富時分迄八不(ママ)大外記家、次外記兼権大外記、近代中絶之故、及異乱之儀如何、乍去大外記為幼少之故、其間為権大外記、宣旨以下令書者、何不可有所存

外記平田家

名前	生没	初位	従五位下	従五位上	正五位下	正五位上	四位	権大外記	備考
生職	天正19～明暦元(65)	正六位上(15)	(42)	(65)	×	×	×	×	
職俊	寛永9～正徳元(80)	正六位上(7)	(28)	×	×	×	×	×	延宝6「依願御暇」
職永	明暦2～享保20(80)	正六位下(8)	(24)	(68)	(76)	×	×	(69)	
永清	元禄8～安永8(85)	正六位下(7)	(38)	(51)	(69)	×	(76)	(85)	権大外記は卒去直前
顯壽	享保12～天明8(62)	正六位下(7)	(36)	(45)	(52)	×	×	(62)	権大外記は卒去直前
弘之	寛延3～寛政3(42)	正六位下(12)	(34)	×	×	×	×	×	
職之	明和元～文化元(41)	正六位下(7)	(30)	(39)	×	×	×	(41)	権大外記は卒去直前
職平	寛政2～天保5(45)	正六位下(7)	(25)	(34)	(40)	×	×	×	
職孚	文政6～安政2(33)	正六位下(5)	(23)	(32)	×	×	×	×	

外記山口家(志水家)

名前	生没	初位	従五位下	従五位上	正五位下	正五位上	四位	権大外記	備考
生俊	慶長4～元和7(23)	正六位上(17)	×	×	×	×	×	×	中原景秀男
生慶	慶長19～寛永21(31)	正六位上(8)	×	×	×	×	×	×	中原景秀男
定慶	寛永5～寛文5(38)	正六位上(18)	×	×	×	×	×	×	中原景秀男
定清	寛文5～?	正六位下(13)	×	×	×	×	×	×	元禄5「御暇」
友範	寛文7～元禄13(34)	正六位下(27)	×	×	×	×	×	×	外記友昌男、改号山口
昌範	寛文10～元文3(69)	正六位下(31)	(60)	×	×	×	×	×	橋定成男
致當	元禄8～宝暦10(66)	正六位下(27)	(44)	(55)	×	×	×	×	源敬康男
秀昌	享保12～天明5(59)	正六位下(7)	(36)	(45)	(50)	×	×	(59)	権大外記は卒去直前
庸昌	宝暦3～寛政12(47)	正六位下(8)	(30)	(40)	×	×	×	(47)	権大外記は卒去直前
禹昌	安永8～弘化3(68)	正六位下(9)	(26)	(36)	(42)	×	×	(68)	権大外記は卒去直前

外記山口家

名前	生没	初位	従五位下	従五位上	正五位下	正五位上	四位	権大外記	備考
生友	慶長5～寛永17(41)	正六位上(21)	×	×	×	×	×	×	
定友	寛永11～寛文5(32)	正六位下(14)	×	×	×	×	×	×	
友昌	慶安元～享保14(82)	正六位下(32)	(61)	(81)	×	×	×	×	円満院坊官古守定益男
英昌	貞享3～?	正六位下(16)	×	×	×	×	×	×	鴨脚秀文男、「離縁」
友俊	貞享元～宝暦6(73)	正六位下(37)	(50)	(62)	×	×	×	×	京極家臣羽田幸成男
千俊	宝永4～宝暦13(57)	正六位下(20)	(41)	(56)	×	×	×	×	
友興	元文2～安永8(43)	正六位下(7)	(33)	(43)	×	×	×	×	
康敬	明和5～文化8(44)	正六位下(7)	(30)	(40)	×	×	×	(44)	権大外記は卒去直前
康道	寛政10～文化7(13)	正六位下(7)	×	×	×	×	×	×	
康昶	寛政10～?	正六位下(13)	×	×	×	×	×	×	史生知昌男、「辞官返上位記」
康昌	享和元～文政8(25)	正六位下(17)	×	×	×	×	×	×	円満院諸大夫中西恒道男
克昌	文政4～文政12(9)	正六位下(5)	×	×	×	×	×	×	外記禹昌男

()内は年齢

之故、少々所存令申処、両伝奏雜書告之、又奉行頭弁へも令申入処、猶左内両相府可申談之旨被申之、而可及言上也、(中略)而不望大外記、望申権大外記者何可無子細哉、於大外記者被定、其家者此処二可相列、不所存、只此度依大外記欠如位記不相認之故、為権大外記者可無子細、仍願之事、彼是内々申入之由也、⁽²⁾

この少外記平田職永の権大外記昇進願に対して、大内記清岡致長は関白へ「大外記之処権大外記名書申候事八無之」⁽³⁾と述べ、家礼関係にある一条兼香へは「宣旨二令書権大外記者後世迄彼家為規模之間、可願哉否、而及異乱之故有相談事云々」⁽⁴⁾と述べて、平田の願を否定している。しかし、関白はこの願を認め、近世ではじめて押小路家以外の権大外記任官を認めている。その後、これが先例となつて少外記平田家の権大外記が成されている(名譽職的であるが)。加えて、右表は少外記各家の官位について示したものが、徐々に五位に叙される年齢が若くなり、官位が高くなっていく様相が窺えよう。

以上、整除されたものではないが、地下官人の自立性の画期についても述べた。この見通しに答えるため、十八世紀前半の地下官人史料の発掘を進め、分析をすることを次の課題としたい。

注

- (1) 梅田康夫「地下官人考」、『高柳真三先生頌寿記念 幕藩国家の法と支配』有斐閣、一九八四年)、拙稿「近世地下官人組織の成立について」、『歴史科学と教育』二二、二〇〇三年)。個々の地下官人に関する研究として、内膳司は須田肇「近世の内膳司について」、『学習院大学史料館紀要』五、一九八九年)、拙稿「近世堂上公家と地下官人の家礼関係」、『日本歴史』六六一、二〇〇三年)、楽人は小川朝子「近世の幕府儀礼と三方楽所」、『中近世の宗教と国家』岩田書院、一九九八年)、同「楽人」、『シリーズ近世の身分的周縁 一一 芸能・文化の世界』

- 吉川弘文館、二〇〇〇年)、出納は中村一郎「出納平田家とその記録」、『高橋隆三先生喜寿記念論集 古記録の研究』続群書類従完成会、一九七〇年)、兵庫寮は藤森馨「近世初頭の宮廷祭祀」、『近世の精神生活』大倉精神文化研究所、一九九六年)、同「国学院大学図書館所蔵「河越家記録・文書」の紹介と目録」、『国学院大学図書館紀要』六、一九九六年)、御蔵小舎人真継家は鑄物師支配との関係についての論文も多いが代表的なものとして、秋山晶則「御蔵小舎人真継家について」、『論集きんせい』一三、一九九一年)、中川弘泰「近世鑄物師社会の構造」(近藤出版、一九八七年)、笹本正治「真継家と近世の鑄物師」(思文閣、一九九六年)、横田冬彦「鑄物師」、『シリーズ近世の身分的周縁 三 職人・親方・仲間』吉川弘文館、二〇〇〇年)、隨身は松田敬之「近世期の近衛府官人(御隨身)」、『花園史学』一四、二〇〇三年)、陰陽師大黒家は梅田千尋「近世宮中行事と陰陽師大黒松大夫 朝廷周辺社会の構造転換」、『日本史研究』四八、二〇〇二年)などがある。
- (2) 外記方・官方・蔵人方以外の地下官人も存在した。本稿でも、武家伝奏・蔵人頭に統轄された内膳司の分析をするが、その他、前掲註1松田氏による隨身に関する研究がある。
- (3) 前掲註1中村論文
- (4) 前掲註1西村論文「近世地下官人組織の成立について」
- (5) 国文学研究資料館蔵三井文庫旧蔵資料に多くの公家鑑が残されており、本稿でもそれらを参照した。
- (6) 伊達隠士『光台一覽』、『新訂増補故実叢書』第十四回、明治図書出版、一九五二年)三〇五頁
- (7) 勢多章甫『思ひ儘の記』、『日本随筆大成』第七回、吉川弘文館、一九二七年)五九頁
- (8) 下橋敬長『幕末の宮廷』(平凡社東洋文庫、一九七九年)一八五頁
- (9) 慶応年間の公家鑑で出納が掲載された理由は、出納が両局と同格になったというより、公家鑑を出版した側の認識の変化であろう。幕末の政治情勢の展開の中で、公家鑑の需要は増し、記載事項の増加に伴ったことと思われる。
- (10) 『地下家伝』(自治日報社、一九六八年)附録・目録一七三―一七四頁。なお、寛延三年官位御定では両局について「五位立、正四位上(異本下)迄中五年」とあるのに対して、出納平田家は「中置御定之通(元文四年に中置五年、四位は七、八年と定められた)、従四位上七十歳以上、正四位下妄不可申上」と見える。
- (11) 『公明卿記』寛政四年(東京大学史料編纂所蔵二〇七三 一四五)の冒頭。

- (12) 前掲註1中村論文
- (13) 前掲註1拙稿「近世地下官人組織の成立について」
- (14) 『大外記師資記』(国立公文書館内閣文庫蔵古〇〇八 〇二七〇)
- (15) 近世の賀茂社遷宮については、間瀬久美子「伊勢・賀茂正遷宮前後争論をめぐる朝幕関係覚書」(『中近世の宗教と国家』岩田書院、一九九八年)に詳しい。
- (16) 大屋敷佳子「幕藩制国家における武家伝奏の機能」(『論集きんせい』七・八、一九八二年・一九八三年)
- (17) 『地下諸役記』(国立公文書館内閣文庫蔵一四六 〇七一)
- (18) 前掲註17『地下諸役記』
- (19) 前掲註10『地下家伝』上二〇一頁、一一五頁。
- (20) 別稿で述べるように、「地下官人株」という語は掃部寮史生国松常陸権大掾から中大路右衛門殿への「御役儀讓与之事」(京都市立歴史資料館蔵写真帳中路家文書一三七)に出ているが、古くは御厨子所小預大隅家相続に関しても「株」が問題となっている(『日記抄』明和三年一〇月二八日条、慶心義塾大学図書館蔵御厨子所預高橋家記録類)。なお、別稿「近世後期における地下官人の存在形態について 内膳司濱島家文書を事例として」(『史学雑誌』一一四 四、二〇〇五年掲載予定)参照。
- (21) 姉小路公文は姉小路家として唯一武家伝奏を勤め、異例の一位に昇進を果たしている。詳細は今後検討すべきだが、彼が朝廷運営上、重きを置かれていた傍証になる。
- (22) 拙稿「近世堂上公家と地下官人の家礼関係」(『日本歴史』六六一、二〇〇三年)
- (23) 松沢克行「近世の家礼について」(『日本史研究』三八七、一九九四年)
- (24) 前掲註17『地下諸役記』
- (25) 前掲註8『幕末の宮廷』二八四頁
- (26) 中村佳史氏の御教示による。
- (27) 下官人再興については別に論じた。
- (28) 袖岡家については、拙稿「近世後期堂上公家勸修寺家の雑掌について 蔵人方地下官人袖岡文景『家記』を事例に」(『史料館研究紀要』三四、二〇〇三年)を参照。

- (29) 内膳司濱島家については、前掲註1須田論文、前掲註1拙稿「近世堂上公家と地下官人の家礼関係」、『内膳司濱島家文書』、『学習院大学史料館所蔵史料目録』一、二、学習院大学史料館、一九九四年)を参照。なお、行論では同家の日記類を利用するが、繁雑になるので、文書番号は示さない。
- (30) 例えば、寛政八年『地下次第』(東京大学史料編纂所徳大寺家史料四四 五二一)によれば、三催内の地下官人は三七七名、その他は三二一名、摂家や門跡寺院などの諸大夫・侍は二二一名である。
- (31) 『紀光卿記』(東京大学史料編纂所蔵写本二〇〇一 一一〇)
- (32) 『大日本史料』七 七、応永二年四月二六日条
- (33) 『藏人所衆廻主殿行幸供奉御訪注進状案』(国文学研究資料館史料館所蔵三条西家文書二二三 二二一)
- (34) 『袖岡玄蕃助家記』天保六年八月二六日条
- (35) 前掲註8『幕末の宮廷』一六七頁
- (36) 前掲註1拙稿「近世堂上公家と地下官人の家礼関係」
- (37) 高埜利彦「後期幕藩制と天皇」(『講座前近代の天皇』第二卷 天皇権力の構造と展開 その2) (青木書店、一九九三年) 一八〇頁
- (38) 前掲註28拙稿「近世後期堂上公家勸修寺家の雑掌について 藏人方地下官人袖岡文景『家記』を事例に」
- (39) 『網平公記』(東京大学史料編纂所蔵写本二〇七三 九〇) 享保九年正月二九日条、三〇日条
- (40) 『兼香公記』(東京大学史料編纂所蔵写本二〇七三 一一八) 享保九年二月五日条 清岡が内大臣一条兼香に尋ねた理由は菅原一門が一条家の家礼によるためと思われる。家礼については、前掲註23松沢論文参照。
- (41) 前掲註39『網平公記』 享保九年二月七日条
- (42) 前掲註40『兼香公記』
- (43) 前掲註39『網平公記』 享保九年二月一〇日条
- (44) 前掲註40『兼香公記』 享保九年二月一〇日条
- (付記) 本稿脱稿後、「近世地下官人の収入について 知行と下行」(『新しい歴史学のために』二五四、二〇〇四年)を発表した。合わせて参照されたい。

(史学科 助手)